

ドイツにおける透明性登録簿による実質的支配者の開示

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-04-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 内藤, 裕貴 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000213

論 文

ドイツにおける透明性登録簿による 実質的支配者の開示

内 藤 裕 貴

目 次

はじめに

- I. 透明性登録簿制度の概要と導入背景
- II. 実質的支配者情報の通知義務
- III. 開示対象となる実質的支配者情報
- IV. 透明性登録簿の閲覧権者
- V. 不一致報告制度

おわりに

はじめに

令和4（2022）年1月、商業登記所を活用した実質的支配者リスト制度が開始された。同制度は、マネーロンダリングやテロ資金供与防止など法人の実質的支配者の透明性を向上させることに対する国内外の要望を受けて新設されたものであるが¹、その開示が要求されるのが株式会社に限定されるなど、実質株主ひいては実質的支配者の開示制度として不十分であるのは否めない。また、これ以外にも株主情報を開示する法制度として、例えば会社法上の事業報告（会社435条2項、会社則119条3号・122条1項1号）などが挙げられるが、そのいずれもが開示の実効性や情報開示範囲の狭さ（＝一般公衆への情報開示を目的としていない）といった点で、実質的支配者情報の開示制度としての不完全さが指摘されている²。こうした株主情報の開示制度の現状を踏まえて、近時、わが国では、会社の実質株主を把握する仕組みを新たに創設することを求める声が主張されるようになった³。この動きに呼応して、令和5（2023）年3月には、金融審議会において、「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」が設置され、同ワーキング・グループにおいて、目下（令和5年12月現在）、実質株主の透明化ひいては開示規制のあり方について検討がなされている。

このように、わが国では会社の実質株主の開示規制をめぐる立法を目指す動きはスタートしたばかりではあるが、英仏独をはじめとする欧州諸国では、すでに実質株主ひいては実質的支配者⁴の開示規制に係る立法がなさ

¹ 齊藤恒＝南野雅司「『商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則』の解説」商事2282号14-15頁（2021）。

² 坂東洋行「我が国の実質株主開示への課題と方向性」金法2217号31頁（2023）。なお、わが国の現行法令における株主情報開示規制についての紹介ならびに各規制の短所については、同29-33頁が詳しい。

³ 例えば、井上卓ほか「〈座談会〉株主総会実務の将来展望〔上〕」商事2318号10頁〔中村秀康発言〕（2023）。

⁴ 実質株主開示規制の目的と実質的支配者開示規制の目的については、中村信男「欧州

れており、この点で先行していると言えよう⁵。欧州諸国では、第2次株主権指令 (Richtlinie (EU) 2017/828) や第4次マネーロンダリング指令 (Richtlinie (EU) 2015/849) によって、実質株主ないし実質の支配者情報の開示規制について一応の整備がなされている⁶。

そこで、本稿では、これらの開示規制のうち、ドイツにおいて実質の支配者を開示する制度である、資金洗浄法に基づく透明性登録簿制度を取り上げ、これを概観することを目的とする⁷。本稿では、まず、ドイツにおいて2017年の資金洗浄法の改正に伴って導入された透明性登録簿制度の概要

法制との比較から提起される課題」金法2217号9-10頁 (2023)。

⁵ イギリスにおける実質的支配者制度の開示については、川島いづみ「【イギリス】情報提供請求と議決権行使の禁止、PSC名簿の義務化」金法2217号13頁以下 (2023)、またフランスのそれについては、石川真衣「【フランス】複数の制度を通じて情報の開示・取得を実現」金法2217号24頁以下 (2023)、ドイツについては、拙稿「【ドイツ】大量保有報告義務および透明性登録簿で実質の支配者を開示」金法2217号19頁以下 (2023)。なお、英独仏の開示規制を比較するものとして、中村・前掲注 (4) 11頁中の【図表】参照。

⁶ 欧州諸国のうち、ドイツでは、第2次株主権指令を受けて、2019年の第2次株主権指令実施法 (ARUG II) が制定された。同法による株式法改正によって、株式法67d条が新設された。株式法67d条は、上場会社がその株式を保有する仲介者に対し、株主の身元および直近の仲介者に関する情報を請求する権利を認め (同1項)、また、その情報請求権は、最後の仲介者に到達するまで、仲介者によってその都度直近の仲介者に取り次がなければならない (同3項) 旨を定める (株式法67d条については、伊藤雄司「ドイツにおける『誰が株主であるかを知る権利』の導入について」資本市場研究会編『企業法制の将来展望 2020年度版』(資本市場研究会、2019) 229頁以下、および公益社団法人商事法務研究会編『令和元年度産業経済研究委託事業 成果報告書』[山下徹哉] (2020) 134頁以下参照)。もっとも、株式法67d条は株主とのエンゲージメント促進を目的とする、いわば実質株主開示規制として位置付けることができようが、実質の支配者 (wirtschaftlich Berechtigter) までをも開示するものではない点に留意が必要である (Koch, AktG, 17. Aufl. 2023, § 67d Rn. 4.)。なお、第2次株主権指令実施法では、取締役の報酬規制についても改正が施されているが、この点については、正井章彦 (尾形祥ほか補訂)『ドイツにおける労働者の共同決定——歴史と制度——』534-535頁 (早稲田大学出版部、2023) 参照。

⁷ 筆者は、かつてドイツの透明性登録簿制度を簡単に紹介したことがあるが、紙幅の都合もあり、その紹介は概括的なものに留まっていた (拙稿・前掲注 (5) 20-23頁)。本稿は、さきの拙稿で取り上げられなかった事項 (例：不一致報告制度など) を大幅に補充した上で、透明性登録簿制度全体を概観するものである。

と、その導入背景について概観する（Ⅰ）。次に、透明性登録簿制度の中核の一つである、私法上の法人など資金洗浄法20条1項および同法21条所定の団体が負う、実質的支配者情報の通知義務について見ていく（Ⅱ）。そして、通知義務の対象となる実質的支配者の情報とは何かを条文に則して確認するとともに（Ⅲ）、これらの情報の閲覧権者についても概観する（Ⅳ）。さらに、実質的支配者情報の通知義務者の有する情報と透明性登録簿に登録されている情報との間に齟齬が生じている場合になされる不一致報告制度についても概観する（Ⅴ）。最後に、透明性登録簿制度による実効性につき若干の私見を述べる（おわりに）。

I. 透明性登録簿制度の概要と導入背景

(1) 総説

ドイツでは、EUの第4次マネーロンダリング指令⁸を受けて、2017年に資金洗浄法（Gesetz über das Aufspüren von Gewinnen aus schweren Straftaten, Geldwäschegesetz, 以下、単に「法」ということがある。）が改正され、同法の第4章（Abschnitt 4）において新たに規律されている透明性登録簿（Transparenzregister）が株式会社等の実質的支配者の開示に役買っている（法18条以下）。透明性登録簿制度は、資金洗浄法20条1項および同法21条による私法上の法人等の一定の団体がその実質的支配者（wirtschaftlich Berechtigter）に関する情報を登録機関に通知して登録し、一般公衆等の閲覧権者がこれに電子的にアクセスすることを可能にするための制度である（法18条1項参照）。透明性登録簿制度を中核として支えるものは、私法上の法人等の一定の者が負う実質的支配者情報に係る通

⁸ 第4次マネーロンダリング指令の内容については、加藤浩「立法情報 EU マネーロンダリング・テロ資金供与の防止対策の強化」外国の立法263巻1号6-7頁（2015）を参照。

知義務である（法20条1項、21条1項）。この通知義務は透明義務（Trasnprenzpflicht）とも呼ばれることもあり、これによれば、私法上の法人等の一定の者がリスクに見合った範囲で（in risikoangemessenem Umfang）実質的支配者を明らかにするとともに（法20条3a項）、実質的支配者の身元（Identität）を確認して、実質的支配者の透明化を図ることを内容とするものであると説明される⁹。

もっとも、透明性登録簿制度は実質的支配者情報を開示するものであるが、資本市場法上の目的を有するものではないことに留意すべきである。その制度目的はマネーロンダリングやテロ資金供与を防止し¹⁰、これらの行為によって脅かされる、法治国家と民主主義の擁護という内部的安全から外部的安全や国際平和秩序に至るまでの法益を保護するところであり¹¹、いわば公益的要請に基づく制度である。

(2) 透明性登録簿制度導入の背景等

ドイツにおいて、透明性登録簿制度が創設された背景には、マネーロンダリング（およびテロ資金供与）の防止に取り組んできた金融活動作業部会（Financial Action Task Force, 以下、——その略称である——「FATF」という。）の勧告に依るところが大きい。FATFは設立の間もない頃から、マネーロンダリングの手段としての「企業手法（corporate techniques）」の利用に着目をしてきた¹²。そして、FATFは2003年に公表した40の勧告（FATF The Forty Recommendations 2003）において初めて、資金洗浄者による不法な法人等の利用を防止するための措置を講じるべきとして、法人や信託による法的形態（Rechtsgestaltung）に対する一定の実質的支

⁹ Herzog/Seehafer GwG Vor Abschnitt 4 Rn.1.

¹⁰ Herzog/Seehafer GwG Vor Abschnitt 4 Rn.2.

¹¹ Herzog/Seehafer GwG Vor Abschnitt 4 Rn.2.

¹² FATF REPORT 1990, S.9. なお、同報告書については、FATFのウェブサイト（<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/annual-reports/1990%20ENG.pdf>）にて閲覧することができる〔最終閲覧：2023年12月20日〕。

配者の透明性確保を勧告した¹³。しかし、この勧告自体は非常に大雑把な（grobmaschig）ものであって、実質的支配者に関する情報へのアクセシビリティをどのように確保するかについては各加盟国に委ねられていた¹⁴。そして、2012年にはFATFの40の勧告の改訂版が公表されるに至ったものの、実質的支配者の透明性に関する勧告（同勧告24号、25号）については実質的な変更はなかった。しかし、同勧告の注釈レベルにおいて、実質的支配者の透明性を確保するにあたって、会社登記簿（company register）が有用な仕組みであることが示された¹⁵。

2015年に、EUは、こうしたFATFの勧告を受けて第4次マネーロンダリング指令を制定した。同指令30条3項および31条4項では、透明性登録簿制度の創設が内容に含まれており、これを受けて、2017年にはドイツの立法者も、同指令を国内法化するかたちで資金洗浄法を改正し、その第4編において透明性登録簿制度を創設した。当時の立法者は、上場会社を含めた全ての会社等に対して実質的支配者の通知を求めるのではなく、いわゆるキャッチ型登録（Auffangregister）による実質的支配者情報の通知制度を採用した。これによれば、例えば上場会社など実質的支配者が登録簿などの他の制度から特定され得る場合には、通知義務は履行されたものと擬制されていた。

2018年には、EUは、第4次指令を改正する第5次マネーロンダリング指令（Richtlinie (EU) 2018/843）を制定した¹⁶。同指令は、透明性登録簿の

¹³ FATF, THE FORTY RECOMMENDATIONS 2003, Rn.33 f.

¹⁴ Vgl. Herzog/Seehafer GwG Vor Abschnitt 4 Rn.23.

¹⁵ FATF, THE FATF RECOMMENDATIONS FEBRUARY 2012, S.83 ff.

同勧告の英語版については、次のURL

(https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/data/40_2012.pdf) からアクセスすることができる〔最終閲覧：2023年12月20日〕。

¹⁶ 第5次マネーロンダリング指令の内容については、島村智子「立法情報 EU マネーロンダリング・テロ資金供与に関する規制の強化」外国の立法278巻1号6-7頁（2019）を参照。

閲覧権限を一般公衆に拡大するとともに、実質的支配者情報の不一致に係る報告制度を新設し、さらには、EU域内において透明性登録簿の相互接続を可能にし、いわば透明性登録簿ネットワークを張り巡らせることを志向することを内容としていた。ドイツでは、この第5次マネーロンダリング指令を国内法化するかたちで、2019年に資金洗浄法が改正され、一般公衆にまで透明性登録簿の閲覧権限が拡大されるとともに、実質的支配者情報の不一致報告制度が新設された。EU域内での透明性登録簿の将来的な相互接続を考慮すれば、前述のキャッチ型登録簿はもはや維持できないと考えられ、あらゆる会社が実質的支配者情報を透明性登録簿上に登録する、いわゆるフル登録（Vollregister）に移行する必要がある。このフル登録への移行については、重大な犯罪行為の撲滅に際して金融取引情報を利用することに関するEU指令（Richtlinie（EU）2019/1153）の国内法化と抱き合わせるかたちで、2021年8月1日に透明性登録簿・財務情報法（Transparenzregister- und Finanz-informationsgesetz, TraFinG）の制定に伴う資金洗浄法の改正によって実現するに至っている。

II. 実質的支配者情報の通知義務

(1) 実質的支配者情報の通知義務の主体

透明性登録簿制度の下では、一次的には、一定の者が登録機関（registerführende Stelle）¹⁷に実質的支配者に関する情報を電子的に通知し、これを提供することになる。ここにいう実質的支配者情報の通知義務を負う一定の団体とは、（ α ）私法上の法人（juristische Personen des Privatrecht）ならびに登記された人的会社（eingetragene Personengesellschaften）（法20条1項）、および、（ β ）ドイツに住所または所在

¹⁷ 連邦官報出版有限会社（Bundesanzeiger Verlag GmbH）を指す。

地を有する信託の管理者（受託者）、その目的が財団設立者の観点から（aus Sicht des Stifters）自己のため（eigennützig）のものである権利能力なき財団の受託者、ならびに、こうした財団に構造面あるいは機能面において相応する法的形態（Rechtsgestaltung）の受託者（法21条1項・2項）に大別される。

（a）の「私法上の法人」の具体例としては、株式会社、有限会社、有限責任事業会社、株式合資会社、ヨーロッパ会社（Societas Europaea）、登記社団（eingetragene Vereine）および相互保険会社（Versicherungsvereine auf Gegenseitigkeit）などが挙げられる¹⁸。また、「登記された人的会社」とは、立法理由書によると、会社登記簿、商業登記簿、または同等の公的登記簿に登録されている会社を指し¹⁹、その具体例としては、合名会社、合資会社（有限合資会社（GmbH & Co. KG）を含む）およびパートナーシップ会社（Partnerschaftsgesellschaft）などが挙げられる²⁰。他方で、登記を要しない、民法上の組合や匿名組合（stille Gesellschaft）はこれに含まれない²¹。

そして、実質的支配者情報の通知義務を負うのは、原則として、ドイツ国内に定款上の住所（Satzungssitz in Deutschland）を有する団体であるが、業務執行がなされる場所である経営上の住所（Verwaltungssitz）がドイツ国内にあるか否かは問われない²²。しかし、ドイツ国外に定款上の住所を有する団体も、例えばドイツ国内の不動産の所有権を所有している場合やこれを取得しなければならない場合などには——すでに実質的支配者情報が他のEU加盟国の他の登記所に送信されている場合を除き——例外的に同

¹⁸ *Walter/Becker*, in: *Zentes/Glaab, GwG 3. Aufl. 2022, § 20 Rn. 29; BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 23.*

¹⁹ BT-Drs. 18/11555, S.127.

²⁰ *BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 22.*

²¹ *BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 28.*

²² *BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 24.*

様の通知義務を負うこととなる（法20条1項2文、4文）。また、(a)の団体は、清算段階または倒産手続段階であったとしても、清算終了の登記がなされるまでは (bis zur Eintragung ihrer Löschung) 通知義務を負う²³。

なお、従前は、上場株式会社や商業登記簿などの他の登記簿から実質的支配者に関する情報を入手し得る場合については、通知義務はすでに履行されたものとする、みなし規定が存在していた（2021年8月改正前資金洗浄法20条2項参照）。例えば、上場会社については、有価証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz, WpHG）において、「取得、処分またはその他の方法でドイツを本国とする発行会社に対する議決権が3%、5%、10%、15%、20%、25%、30%、50%または75%に到達、超過または下回った者は、その旨を遅滞なく発行者および連邦金融監督庁（BaFin）に対して遅くとも4取引日以内に報告しなければならない」として大量保有報告制度が用意されているため（有価証券取引法33条）²⁴、上場会社は資金洗浄法の実質的支配者情報の通知義務を重ねて履行する必要はなかった²⁵。しかし、義務者をはじめとする閲覧権者による実質的支配者の調査のさらなる効率化や欧州における透明性登録簿の相互接続の促進を図る観点から²⁶、2021年8月1日に施行された透明性登録簿・財務情報法による資金洗浄法の改正により、本みなし規定は削除された。現行法下では、すべての私法上の会社の実質的支配者情報に関する通知義務の主体となっている²⁷。

²³ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S.3.

²⁴ ドイツ有価証券取引法上の大量保有報告義務とその義務違反による株主権の喪失については、神作裕之「金融商品取引法の規定に違反した者による議決権行使の制限」前田重行先生古稀記念『企業法・金融法の新潮流』7頁以下（商事法務、2013年）参照。

²⁵ ただし、有価証券取引法上の大量保有報告義務は、実質的支配者情報を直裁的に把握するものではないと思われる。この点については、拙稿・前掲注（5）20頁参照。

²⁶ BT-Drs. 19/28164, S.49.

²⁷ もっとも、ドイツ同様に第4次マネーロンダリング指令により、通貨金融法典において実質的支配者情報の開示制度を手当てしたフランスでは、実質的支配者制度の通知義務を負う主体から上場会社は外れたままである（石川・前掲注（5）27頁）。

(2) 実質的支配者の定義

透明性登録簿によって開示の対象となるのは「実質的支配者」の情報である。資金洗浄法によれば、ここにいう「実質的支配者」とは、当該団体等の最終的な所有者または支配者である自然人を指すが、より厳密に言えば、資金洗浄法3条によって定義される自然人である（法19条2項参照）。ただし、実質的支配者の範囲は、実質的支配者情報の通知義務を負う主体によって異なることには留意が必要である。具体的には、(ア) 権利能力を有する財団を除く上記 (a) の実質的支配者は、同法3条1項および同2項に基づいて確定され、(イ) 権利能力を有する財団および上記 (β) の実質的支配者については、同法3条1項および3項を準用する（法19条2項）。

(ア) (イ) とともに、私法上の法人その他の団体あるいは法的形態を最終的に所有または支配する自然人、および、その指示に基づき取引 (Transaktion) が最終的に実行され、または、取引関係 (Geschäftsbeziehung) が最終的に基礎付けられるような自然人が実質的支配者に該当する点では共通する（法3条1項1文1号・2号）。ここにいう「取引 (Transaktion)」とは、金銭またはその他の財産の移動を目的とする、あるいは、その効果をもたらす行為を指し（法1条5項）、「取引関係 (Geschäftsbeziehung)」とは、義務者の営業活動または職業活動に直接関連し、接触が実現した際に一定期間継続することを前提とする各関係を指す（法1条4項）。この資金洗浄法3条1項による実質的支配者の定義は、FATFの勧告において定義されている実質的支配者 (beneficial owner) の定義に沿ったものである²⁸。

そして、(ア) については——その対象は一部となるが——これに加えて資金洗浄法3条2項による実質的支配者についても情報開示の対象となる。同法3条2項は、その1文ないし4文では現実の実質的支配者

²⁸ BeckOGK/Reuter GwG § 3 Rn. 48.

(tatsächlicher wirtschaftlich Berechtigter) について、5文では、みなし実質的支配者 (fiktiver wirtschaftlich Berechtigter) についてそれぞれ規定する。

まず、権利能力を有する財団以外の私法上の法人で、組織市場に上場されておらず (有価証券取引法 2 条11項)、かつ、共同体法 (Gemeinschaftsrecht) に適合する議決権持分 (Stimmrechtsanteile) に関する透明性要件または同等の国際基準に服していないその他の会社の場合には、直接的または間接的に、①資本持分の25%以上を保有している自然人 (同1号)、②議決権の25%以上を支配している自然人 (同2号)、あるいは、③同様の方法で支配している自然人 (同3号) もまた、実質的支配者に該当する (資金洗浄法 3 条 2 項 1 文)。このように、法 3 条 2 項 1 文は、会社を支配することで事実上の実質的支配者となる自然人の 3 類型を列挙しているが、これら 3 類型は実質的支配者としての地位を規則的に例示したもの (Regelbeispiele) であり、法的安定性を確保するとともに、実質的支配者の特定 (Ermittlung) を容易化するものであると解されている²⁹。このうち、③の「同様の方法での支配」(法 3 条 2 項 1 文 3 号) には——社員たる地位または定款上の権利のように——会社法のみを基礎とする支配だけでなく——債務法上の付随的合意事項 (Nebenvereinbarung) のように——債務法を基礎とする支配もまた含まれると解されている³⁰。そのため、連邦行政機関も、定款や付随的合意事項によって株主に特別に付与される、異議申立権 (Widerspruchsrecht) や拒否権 (Vetorecht) を行使することによる構成員総会 (Mitgliederversammlung)、社員総会または株主総会に対する直接的もしくは間接的支配は、法 3 条 2 項 1 文 3 号の「同様の方法での支配」にあたるとしている³¹。

²⁹ BeckOGK/Reuter GwG § 3 Rn. 52.

³⁰ BeckOGK/Reuter GwG § 3 Rn. 66.

³¹ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 16.

資金洗浄法3条2項1文1号2号の①②の実質的支配者の定義については資本持分または議決権の25%という具体的な閾値が存在するため、少なくとも自然人が会社に直接的に当該閾値以上の持分参加をしている場合には、当該自然人は実質的支配者にあたることになる。しかし、自然人が親会社を介して子会社に間接的にのみ持分参加しているような多層的な持分参加関係にある場合（in mehrstufigen Beteiligungsverhältnissen）において、当該自然人が子会社の実質的支配者となるために、当該自然人と親会社との関係においてどの程度の持分参加が必要であるかなど、いかなる基準をもって「間接的に支配している」と評価すべきかという難しい問題が生じる³²。そこで、資金洗浄法3条2項2文ないし同4文は、間接的支配（mittelbare Kontrolle）が存在する場合についての規則的な例示（Regelbeispiele）について規定する。具体的に、法3条2項2文は「ある自然人によって支配されている1またはそれ以上の数の資金洗浄法20条1項による団体によって相応する持分が保有されている場合、間接的支配が特に存在する」と規律しており、自然人が1つ以上の「仲介」会社を経由して会社の持分を保有するような、多層的な持分参加関係が存在する場合は間接的支配が存在し得るケースであると理解されている³³。続けて、同3文は「自然人が直接的または間接的に20条1項による団体に対して支配的影響力を行使できる場合、支配は特に存在する」として「支配」概念について規律するとともに、同4文は「支配」概念の基礎となる「支配的影響力」が商法290条2項ないし4項を準用して定義づけられる旨を規律している。

さらに、資金洗浄法3条2項5文によれば、包括的な審査が行われ、第43条1項に基づく事実が存在せず、かつ、第20条1項による報告義務を負う団体が資金洗浄法3条1項または同2項1文ないし4文に基づく実質的

³² BeckOGK/Reuter GwG § 3 Rn. 52.

³³ BeckOGK/Reuter GwG § 3 Rn. 53.

支配者を特定することができない場合には、契約相手方の法定代理人、業務執行社員またはパートナー (Partner des Vertragspartners) が実質的支配者としてみなされるとされる。これらの者は、直接的には実質的支配者にはあたらないが、包括的な審査の後に自然人が実質的支配者として特定できない場合 (そのような人物が存在しないか、特定ができない構造をしている場合)、または、疑義が生じる場合 (実質的支配者として特定された人物が実際にはそうでない可能性がある場合)、「みなし実質的支配者」に該当することになる。

また、(イ)の信託等については、前述した資金洗浄法3条1項所定の自然人に加えて、次に掲げる自然人についても実質的支配者に該当する (法3条3項)。すなわち、①信託者 (委託者)、受託物の管理者 (受託者) あるいはプロテクター (Protector) として行為する各自然人が存在する場合にはその者、②財団の理事の構成員である各自然人、③受益者 (Begünstigte) として定められた各自然人、④自然人集団 (die Gruppe von natürlichen Personen) の利益となるように財産が管理・分配されることとなる当該自然人集団 (ただし、被管理財産の受益者になる自然人がまだ定まっていない場合に限る)、⑤その他の方法により、直接的または間接的に財産管理または収益分配に支配的な影響力を行使する各自然人、および、⑥①財団の理事会の構成員、もしくは、財団の受益者として指定されている者、または、②信託の設定者 (委託者)、信託の管理者 (受託者) あるいはプロテクターとして行為する者、もしくは、法的形態の受益者として定められた者のように、団体に対して直接的または間接的に支配的な影響力を行使し得る自然人が、実質的支配者に該当する。

(3) 実質的支配者情報の通知

前述した (a) (β) の団体等は、資金洗浄法19条1項に基づく実質的支配者に関する情報を入手し (einholen)、保管し (aufbewahren)、現在の状

態で (auf aktuellem Stand) 維持し、かつ、遅滞なく (unverzüglich) 透明性登録簿への登録のためにこれを登録機関に通知しなければならない (法20条1項1文、同21条1項1文)。なお、故意または軽率 (leichtfertig) にこれらの情報入手・保管・更新・通知に係る義務に違反した場合には秩序違反行為をしたものとして過料が科される (法56条1項55号、61号)。

まず、(a) (β) の団体等は、実質的支配者に関する情報を入手する義務を負う。条文上は「入手 (einholen)」という用語が用いられるが、団体等が積極的に実質的支配者に関する情報を調査することが求められるのではなく、あくまで既知の情報や持分所有者から提供された情報を入手する義務を負うに過ぎないと解されている³⁴。前述のように、故意または軽率による情報入手義務違反については過料が科されるため (法56条1項1文55号)、実務上は入手した情報については注意深く文章化した上で、保存することが推奨されている³⁵。

次に、(a) (β) の団体等は、実質的支配者に関する情報を保管 (aufbewahren) する義務も負う。資金洗浄法は、保管義務の具体的な内容について明らかにしていないが、実務では、その解釈に際して、同法2条の義務者が負う記録義務および保管義務 (Aufzeichnungs- und Aufbewahrungspflicht) について規律する資金洗浄法8条を手掛かりとしている³⁶。これによれば、実質的支配者情報はアナログ形式によってもデジタル形式によってもこれを保管することが認められるとともに、情報の原本 (Original-Dokumente) を保管する必要はなく、コピー (Kopien) を保管すれば十分であると解されている³⁷。また、情報がデータ記憶媒体 (Datenträger) にデジタル形式で保存される場合、これらの団体等は、保

³⁴ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 40.

³⁵ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 43.

³⁶ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 45.

³⁷ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 45.

管されたデータが(1)確定した情報に対応し、(2)保存期間中に利用可能であり、(3)適切な期間内であればいつでも閲覧可能であることを保証しなければならない(法8条3項参照)。加えて、情報の保管期間についても、資金洗浄法は明文の規定を設けていないが、実務では資金洗浄法8条4項を参考に、実質的支配者情報は5年間保存されることになっている³⁸。保管期間は、実質的支配者ごとに個別に決定されなければならない、その起算点は実質的支配者の地位が消滅した暦年終了時である³⁹。

さらに、(α)(β)の団体等は実質的支配者に関する情報を「現在の状態(auf aktuellem Stand)」に維持する義務も負い、実質的支配者情報の更新に係る義務を負うことになる。こうした更新義務の対象となる情報は、団体の内部で保管される情報だけでなく、登録機関に通知された情報にも及ぶ⁴⁰。そのため、団体が実質的支配者に関する情報に変更があることを知ったときは、内部で保管された情報だけでなく、遅滞なく登録機関に対して変更通知をしなければならない。そして情報の変更を知ってから2週間以内に変更通知がなされれば、「遅滞なく」通知がなされたと評価されるようである⁴¹。情報更新の頻度については明文の規定は置かれていないが、立法者は、少なくとも年に1度(zumindest jährlich)は実質的支配者の変更を生じさせる情報が認識されているか否かを点検(überprüfen)しなければならないとしている⁴²。

これらの通知義務に関連して、(α)のうち、商業登記簿、協同組合登記簿、パートナーシップ登記簿または社団登記簿には登記されていない、私法上の法人または登記された人的会社(Eine juristische Person des

³⁸ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 46.

³⁹ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 46.

⁴⁰ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 48.

⁴¹ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 48.

⁴² BT-Drs. 18/11555, S.127.

Privatrechts oder eine eingetragene Personengesellschaft, …… die nicht im Handelsregister, Genossenschaftsregister, Partnerschaftsregister oder Vereinsregister eingetragen ist) は、名称または住所の変更、合併、解散またはその法形式の変更が生じた場合には遅滞なく登録機関に通知しなければならない(法20条2項)。その趣旨は、立法理由書によれば、これらの私法上の法人等の諸変更の把握やその発見可能性を担保することにある⁴³。

加えて、中央金融取引調査機関(Die Zentralstelle für Finanztransaktionsuntersuchungen)および監督官庁は、その職務および権限の範囲内で、これらの保管情報を閲覧し、または、その提出をさせる(vorlesen)ことができるとともに、かかる情報が遅滞なくこれらの者に提供されなければならない(法20条5項、21条3項)。

(4) 実質的支配者情報の入手手段

さらに、これらの(a)の団体等が資金洗浄法20条1項に基づく通知義務を履行するために必要な情報を受け取る手段を、資金洗浄法は別途手当てをしている。すなわち、実質的支配者は、(a)の団体等の通知義務を履行するために必要な情報をこれらの団体等に提供し、当該情報に各変更があった場合には、遅滞なく通知しなければならない。また、実質的支配者である持分保有者または実質的支配者によって直接的に支配されている持分保有者は、(a)の団体等に対し、その通知義務を履行するために必要な情報を提供し、その情報に変更があった場合には遅滞なく通知しなければならない(法20条3項、以下「実質的支配者等の情報提供義務」という)。実質的支配者等が故意または軽率に情報提供義務に違反した場合には、過料が科される(法56条1項1文58号)。ここにいう「情報の変更」とは、実質的支配者の居住地が変わる場合のみならず、例えば団体に対する持分を売

⁴³ BT-Drs. 19/13827, S.87.

却することによって実質的支配者の地位が完全に失われる場合も含まれる⁴⁴。実質的支配者等の情報提供義務は、団体等が透明性登録に対する通知義務を履行するために必要な情報を実際に入手できるようにすることを目的としている⁴⁵。前述したように、団体等それ自体は実質的支配者情報に関して積極的な調査義務を負っているわけではないため、実質的支配者等の情報提供義務は、透明性登録簿制度を機能させる上で、重要な意味を持っていると言える。また、実質的支配者等の情報提供義務は、実質的支配者情報を初めて通知するときのみならず、実質的支配者情報に変更があるたびにも生じ得る。実質的支配者のみならず、持分所有者も情報提供義務を負うのは、特に、団体等が通常は知らないような信託関係を明らかにすることを意図したものであると説明される⁴⁶。

ただし、持分所有者、社団または協同組合の構成員および実質的支配者が必要な情報をすでに他の様式 (in anderer Form) で通知している場合には、法20条3項の実質的支配者等の情報提供義務は免除される (法20条4項)。ここにいう「他の様式」とは、例えば、株式法67条の株主名簿 (Aktienregister) がこれにあたりと解されている⁴⁷。資金洗浄法20条4項の趣旨は、持分所有者等の情報提供義務を軽減することにあるとされる。しかし、資金洗浄法20条3項に基づく情報提供義務が履行されたと評価される他の様式による報告が具体的にどの程度のもので要求されるかは明らかではなく、実務上はあまり意味のある規定ではないとも批判されている⁴⁸。

そして、実質的支配者等の情報提供義務によって、(a) の団体等が実質

⁴⁴ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 96.

⁴⁵ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 95.

⁴⁶ BT-Drs. 18/11555, S.130; BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 102.

⁴⁷ BT-Drs. 18/11555, S.130.

⁴⁸ BeckOGK/Reuter GwG § 20 Rn. 117.

的支配者の情報を受けなかったときは、当該団体はその持分所有者に対し、その知る限りにおいて、相当の範囲において実質的支配者に関する情報（Auskunft）を請求する義務を負うとともに、持分所有者は相当な期間内に情報請求に対して回答する義務を負う（法20条3a項）。さらには、持分所有者は、団体等の実質的支配者が変更されたとの認識に至ったときは、新たな実質的支配者に関する情報が透明性登録簿を通じて既にアクセス可能であるときや持分所有者が、他の方法によって、団体等が新たな実質的支配者を知っていることにつき積極的に認識している（positive Kenntnis）ときを除き、相当な期間内にその旨を団体等に通知しなければならず（法20条3b項1文）、かつ、団体等へのこれらの通知を文書化し、かつ、保存する義務を負う（同2文）。なお、故意または軽率によるこれらの義務違反についても、過料が科されることになる（法56条1項59、60号）。

Ⅲ. 開示対象となる実質的支配者情報

透明性登録簿により開示される実質的支配者に関する情報は、資金洗浄法19条において規律される。すなわち、透明性登録簿制度によって、アクセスすることができる実質的支配者の情報は、①氏名、②生年月日、③居住地、④経済的利益の性質および範囲（Art und Umfang des wirtschaftlichen Interesses）、ならびに、⑤全ての国籍である（法19条1項）⁴⁹。以下で、①から⑤の各情報について説明を加える。

(1) 実質的支配者の氏名

第一に、通知が要求される実質的支配者情報としては、①実質的支配者

⁴⁹ なお、2021年の透明性登録簿・財務情報法（TraFinG）による資金洗浄法改正に際し、連邦財務省による参事官草案（Referentenentwurf des BMF v. 23.12.2020, Transparenz-Finanzinformationsgesetz – TraFinG）は、個人を明確に識別する必要性から、実質的支配者の出生地（Geburtsort）も開示対象とすることを提案していた（同草案19条1項2号）が、同改正の政府草案（Regierungsentwurf）ではこの提案が拒絶された。

の氏名 (Vor- und Nachname) がある (法19条 1 項 1 号)。連邦行政機関の見解によれば、公的身分証明書に記載されている全ての名前と姓を通知する必要がある⁵⁰。ただし、実質的支配者の芸名、修道名、ならびに、通称名 (Künstlernamen, Ordensnamen oder Nenn-Namen) については通知の対象から外れる⁵¹。なお、氏名に付加される学位 (例えば、「Dr.」) や名前の一部ではない爵位についての通知は必須なものでないが、このうち学位については任意で通知することもできる⁵²。

(2) 実質的支配者の生年月日

第二に、②実質的支配者の生年月日 (Geburtsdatum) の通知が要求される (法19条 1 項 2 号)。第 4 次マネーロンダリング指令では、その30条 5 項において、少なくとも実質的支配者の生年月 (Monat und Jahr der Geburt) が透明性登録簿を通じてアクセスできることが間接的に要求されていたが、資金洗浄法19条 1 項 2 号は、誕生に関する特定の日、すなわち生年月日まで通知することを要求する。

(3) 実質的支配者の居住地

第三に、③実質的支配者の居住地 (Wohnort) の通知が要求される (19条 1 項 3 号)。ここにいう居住地とは主たる住所 (Hauptwohnsitz) を指すとされ、全ての住所、あるいは、その他の住所を通知することまでは必要とされない⁵³。もっとも、通知義務の対象となる全期間において、実質的支配者の主たる住所に変更があった場合には、いわゆるフォローアップの依頼 (Folgeauftrag) をかけて、その旨を遅滞なく通知しなければならない⁵⁴。

⁵⁰ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 29.

⁵¹ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 29.

⁵² BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 29.

⁵³ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 29.

⁵⁴ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 29.

(4) 経済的利益の性質および範囲



第四に、④経済的利益の性質および範囲の通知が要求される（法19条1項4号）。経済的利益の性質および範囲に関する情報は、通知義務を負う主体に依じて、実質的支配者としての地位が何から生じるかを示すものでなければならない（法19条3項）。

このうち、権利能力を有する財団を除く、資金洗浄法20条により通知義務を負う団体については、経済的利益の性質として、(a) 団体自体への持分参加、特に資本持分または議決権の額、(b) その他の方法による支配権の行使（Ausübung von Kontrolle auf sonstige Weise）、特に、第三者と持分所有者との間の合意もしくは複数の持分所有者間の合意に基づく支配権の行使、または、法定代理人もしくは他の機関構成員を任命するための第三者に付与された権限に基づく支配権の行使、あるいは、(c) 法定代理人、業務執行社員またはパートナーの機能（Funktion）のいずれかから、実質的支配者としての地位が生じるかを示さなければならない（法19条3項1号）。

他方、権利能力を有する財団および第21条による法的形態については、における経済的利益の性質については、資金洗浄法3条3項に列挙された機能のいずれであるかに区別して、実質的支配者としての地位が生じるかを示すことになる。すなわち、委託者、受託者またはプロテクター（Protexter）（同1号）、財団の理事（同2号）、与益者（Begünstigter）（第3号）、自らの利益のために財産を管理または分配する者のグループ（ただし、被管理財産の受益者となるべき自然人がまだ決定されていない場合に限り）（第4号）、その他の方法で、直接的または間接的に、財産管理または収益分配に支配的な影響力を行使する者（同5号）、および、団体に対して直接的または間接的に支配的影響力を行使できる、①財団の理事会構成員である者もしくは財団の受益者として指定されている者（同6号a）、または、②委託者、信託の管理者（受託者）、プロテクターとして行為

する者もしくは法的形態の受益者として指定されている者（法3条3項6号b）のいずれかから、実質的支配者としての地位が生じるかを示さなければならない（法19条3項1文2号）。

【表】登録機関のウェブサイト上の通知用フォーム
(出典：BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 41. (※：日本語は筆者が加筆))

Typ des wirtschaftlich Berechtigten* 実質的支配者の種類	Tatsächlicher wirtschaftlich Berechtigter	
Art des wirtschaftlichen Interesses* 経済的利益の性質	Beteiligung an der Vereinigung selbst, insbesondere der Stimmrechte (§ 19 Abs. 3 Nr. 1a GWG)	
Umfang des wirtschaftlichen Interesses* 経済的利益の範囲	90 %	

なお、【表】にもあるように、透明性登録簿に実質的支配者情報を通知する際、登録機関のウェブサイト上の通知用フォームに経済的利益の性質の入力欄が設けられているが、この入力欄では、経済的利益の性質を1種類のみ選択することとなる。そのため、実質的支配者としての地位が複数の事由から生じるものであっても（例えば、自然人が団体の資本持分の25%以上を直接的に保有し（法3条2項1文1号）、かつ、議決権の25%以上を支配している場合（同2号）など）、そのうち1つのみを通知すれば足りるとともに、該当事由間での順序の優劣はない⁵⁵。

これに対して、経済的利益の範囲については、【表】からも分かるように、記述欄形式となっている。例えば、【表】にもあるように、実質的支配者としての地位が、「団体自体への参加、特に議決権（資金洗浄法19条3項1号a）」から生じる場合には、それを経済的利益の性質として選択した上で、経済的利益の範囲の記述欄には、議決権の量に関する対応する割合の情報（例：90%）を記入することになる。そして、連邦行政機関の見解によれば、具体的なパーセンテージの値は、小数点以下2桁以内で記入しな

⁵⁵ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 13.

ければならず、かつ、それ以下については常に切り上げなければならない⁵⁶。そのため、例えば、資本持分の25.000001%を有する場合には、経済的利益の範囲は「25.01%」と記入することになる。また、実質的支配者が団体に対して直接的および間接的に持分参加をしている場合、資本持分の合計を経済的利益の範囲として記入しなければならない⁵⁷。例えば、ある社員が有限会社（GmbH）の資本持分の20%を直接保有し、同時に株式会社（AG）の基本資本（Stammkapital）の90%を保有し、その株式会社が当該有限会社の資本株式の40%を保有している場合、その社員は当該有限会社の資本持分の合計60%を直接的および間接的に有していることになるため、その社員の経済的利益の範囲は60%として記入されることが要求されることになる。

実質的支配者としての地位がその他の方法による支配権の行使に基づく場合（法3条2項3号、19条3項1文1号c）、経済的利益の範囲の入力欄に、その他の方法による支配が何に基づくものであるかを具体的に記入しなければならない。他の方法による支配の根拠となり得る理由は多岐にわたるが、特に、債務法上の付随的合意事項（議決権拘束合意、プール合意または信託合意（Stimmbindungs-, Pool- oder Treuhandvereinbarungen））ならびに拒否権や異議申立権などを基礎とする、他の手段による支配がこれに含まれる⁵⁸。ただし、これらすべての場合において、通常は、支配権を生じさせる具体的な規定または合意事項を、団体等が透明性登録簿に通知する必要はなく、例えば信託合意の場合、受託者が信託合意に基づき支配する資本持分または議決権の割合(%)を記入するだけで足りる⁵⁹。また、連邦行政機関によると、合資会社の無限責任社員が自然人である場合

⁵⁶ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 29.

⁵⁷ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 53.

⁵⁸ BeckOGK/*Reuter* GwG § 19 Rn. 21.

⁵⁹ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 46.

には、経済的利益の範囲として単に「無限責任社員」と申告しなければならない⁶⁰。これは、自然人が無限責任社員である有限会社を支配している場合も同様である⁶¹。加えて、社員がすべての社員決議に対する拒否権に基づいて支配権を行使する場合、経済的利益の範囲は「すべての社員決議に対する拒否権」と申告されなければならない⁶²。

さらに、みなし実質的支配者を透明性登録簿に通知する場合には、透明性登録簿が指定するカテゴリー「法定代理人、業務執行社員またはパートナーの機能（19条3項1号1文c）」を経済的利益の性質として選択することになる⁶³。また、みなし実質的支配者を通知する場合、なぜ法3条1項または同条2項1文ないし4文による実質的支配者の要件を満たす自然人がいないと判断されたのか、あるいは、包括的な調査を行った結果、現実の実質的支配者を特定することができなかつたのかを記入の上で、みなし実質的支配者を通知した理由を伝達しなければならない（法19条3項2文）。

2023年12月現在、登録機関は、みなし実質的支配者については経済的利益の範囲に関する情報通知義務を免除している。そのため、通知用フォームにある経済的利益の範囲の欄は、任意の情報のみを記入することができるに留まるが⁶⁴、任意の情報を記入する場合は、経済的利益の範囲欄において、みなし実質的支配者が例えば有限会社の業務執行社員であるのか否か、株式会社の取締役であるのか否かを具体的に記入すべきという点に留意すべきであるとされる⁶⁵。また、関連する登記簿（例えば、商業登記簿や協同組合登記簿）からわかるように、具体的な代表権限（例えば、単独代表であるのか、他の業務執行者との共同代表であるのかなど）を記入すること

⁶⁰ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 43.

⁶¹ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 52.

⁶² BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 45.

⁶³ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 48.

⁶⁴ BeckOGK/Reuter GwG § 19 Rn. 22.

⁶⁵ BeckOGK/Reuter GwG § 19 Rn. 22.

が望ましいとされる⁶⁶。

(5) 実質的支配者のすべての国籍

第五に、実質的支配者のすべての国籍が通知されることが要求される(法19条1項5号)。なお、2021年8月の透明性登録簿・財務情報法による資金洗浄法改正前は、通知義務を負う団体等は、実質的支配者の国籍が複数ある場合において、そのうちの1つだけを通知すれば足りることになっていた。しかし、1つの国籍を任意に選択し通知する制度は、実質的支配者を特定するための情報収集の過程において、——2019年の資金洗浄法改正に伴い導入された——不一致報告義務(法23a条、後述)を負う義務者(Verpflichtet)の契約相手方から実質的支配者の複数の国籍のうち別の国籍が申告された場合、義務者から不必要な不一致報告がなされる原因となっていた⁶⁷。そこで、こうした理由のない不一致報告に対する透明性登録簿機関の処理労力は相当なものであり、少なくとも手数料への影響という点では避けるべきであるとして、透明性登録簿・財務情報法に伴う資金洗浄法の改正により、実質的支配者の全ての国籍が通知の対象となって現在に至っている⁶⁸。

IV. 透明性登録簿の閲覧権者

透明性登録簿制度の下では、登録機関は、透明性登録簿の閲覧権者にアクセス可能なデータを送信することで実質的支配者に関する情報を閲覧に供する。なお、閲覧権者の身元を確認するとともに透明性登録簿の悪用を

⁶⁶ BeckOGK/Reuter GwG § 19 Rn. 22.

⁶⁷ BT-Drs. 19/28164, S.48.

⁶⁸ BT-Drs. 19/28164, S.48. なお、透明性義務の対象となる法人が、2021年8月1日以前に、複数の国籍のうち1つだけを記載し、透明性登録簿にその受益者を既に通知していた場合、その受益者の他の国籍を直ちに透明性登録簿に通知する必要はない。

防止するために⁶⁹、閲覧は利用者による事前のオンライン登録を経た後にのみ可能であり、登録機関は誰が情報を閲覧したかを監督する目的で（zum Zweck der Kontrolle）これを記録することが認められている（同23条4項）。

透明性登録簿の閲覧権者は、①官庁、裁判所および公的競売を行う公法上の団体及び会社（いずれも法律上の職務に際して必要がある場合に限る）、②信用制度法（Kreditwesengesetz）1条1項による金融機関など資金洗浄法2条所定の義務者（Verpflichtet）、および、③すべての一般公衆（allen Mitgliedern der Öffentlichkeit）の3つに分類される（法23条1項）。そして、これら①②③のいずれに該当するかによって、送信される実質的支配者に関する情報が異なる。すなわち、①②の閲覧権者については前述の①～⑤の情報に加えて、不一致報告がなされた場合には、所有構造および支配構造の概要（Eigentums- und Kontrollstrukturübersichten, 法23a条3a項）についても送信され、③の閲覧権者については、前述の①および④の情報に加えて、実質的支配者の生年月（Monat und Jahr der Geburt）、居住国およびすべての国籍のみが閲覧に供され、かつ、送信されることになる（法23条1項）。ただし、実質的支配者の申立てにより、透明性登録簿の閲覧およびデータの送信によって実質的支配者が詐欺罪（ドイツ刑法263条）などの一定の犯罪の被害者になる危険性があると想定されることを正当化する事実が存在する場合など実質的支配者の保護に値する利益に反することを実質的支配者が証明した場合には、登録機関は閲覧や送信の全部または一部を制限する（資金洗浄法23条2項）。また、③の一般公衆が実質的支配者情報を閲覧した場合には、実質的支配者の申立てにより、登録機関は、提供された実質的支配者の個人情報や閲覧日時などの情報を実質的支配者に提供しなければならない（法23条8項）。

⁶⁹ BeckOGK/Reuter GwG § 23 Rn. 53.

なお、2019年12月31日までは、③の一般公衆は閲覧につき「正当な利益 (berechtigtes Interesse)」を有する場合にのみ透明性登録簿上の実質的支配者に関する情報を閲覧することができたが、第5次マネーロンダリング指令 (Richtlinie (EU) 2018/843) 第1条15項cにより、閲覧要件としての「正当な利益」が削除された。閲覧に際しての「正当な利益」要件の削除について、同指令の検討理由 (Erwägungsgrund) (30) は、「実質的支配者に関する情報への一般公開……は、市民社会 (報道機関や市民社会組織を含む) による情報の精査を可能にし、事業活動や金融システムの健全性 (Integrität) に対する信頼を強化し」、正当な利益要件の削除によって、「取引を行う可能性のある誰もが実質的支配者の身元を知ることができるため、(実質的支配者の) 確定を容易にし、評判効果 (Reputationseffekte) を高めることによって、マネーロンダリングやテロ資金供与を目的とした会社やその他の法人、同様の法的契約関係 (Rechtsvereinbarungen) の濫用に対抗するのに資する」と説明している⁷⁰。

しかし、一般公衆の閲覧に際して、閲覧にかかる「正当な利益」要件を廃することについては、一般公衆が、理由や疑惑の有無を問わず、透明性登録簿にアクセスすることを認めることとなり、その結果、個々の自然人のセンシティブな個人情報にアクセスすることを可能にさせてしまう点につき批判が加えられている⁷¹。また、連邦政府もまた、正当な利益の有無にかかわらず、すべての一般公衆にも閲覧権が認められることには批判的な見解に立っている⁷²。

⁷⁰ Erwägungsgrund (30) von Richtlinie (EU) 2018/843 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 30. Mai 2018 zur Änderung der Richtlinie (EU) 2015/849 zur Verhinderung der Nutzung des Finanzsystems zum Zwecke der Geldwäsche und der Terrorismusfinanzierung und zur Änderung der Richtlinien 2009/138/EG und 2013/36/EU. (ABl. L 156/43 vom 19. Juni 2018)

⁷¹ BeckOGK/Reuter GwG § 23 Rn. 18.

⁷² BT-Drs. 18/11928, S.24 f.

そして、2022年11月22日に、欧州司法裁判所（EuGH）は、閲覧の正当理由を削除すべきとするEU指令（2018/843）第1条15項cの効力を否定する判決をしている⁷³。同判決は、登録された情報への無制限に公開されたアクセスは、特定の個人識別情報、関係者の財産状況、関係者が投資している経済部門、国、特定の企業を含む包括的なプロフィールの作成を可能にするため⁷⁴、欧州連合基本権憲章（GRCh）第7条および第8条に対する重大な干渉を可能にさせるとし、こうした干渉が絶対的に必要なものに限定されていないため正当化され得ないと指摘する⁷⁵。そして、欧州司法裁判所は、同指令第1条第15項cが「加盟国がその域内で登記された会社またはその他の法人の実質的支配者に関する情報が、あらゆる場合において、すべての一般公衆がアクセス可能であることを確保すること」と規定する限りにおいて無効であるとした⁷⁶。本判決を受けて、登録機関は、2022年12月以降、一般公衆が透明性登録簿を閲覧する際には閲覧につき正当な利益を有することを説明できなければならないとしている⁷⁷。

V. 不一致報告制度

閲覧権者である義務者（法23条1項1文2号）や職務遂行が損なわれない範囲における一定の官庁（監督官庁、法的・技術的監督をする連邦行政機関（法25条6項）第4章の秩序違反による過料を司る連邦行政機関（法

⁷³ EuGH, Urteil vom 22.11.2022 – C-37/20, C-601/20, DB 2022, 2857.

⁷⁴ EuGH, aa.O. (Fn.73), Rn.41.

⁷⁵ EuGH, aa.O. (Fn.73), Rn.44.

⁷⁶ EuGH, aa.O. (Fn.73), Rn.88.

⁷⁷ 透明性登録簿の登録機関である連邦官報出版有限会社のウェブサイト上の2022年12月12日付の最新情報（Aktuelle Nachrichten）参照（<https://www.transparenzregister.de/treg/de/aktuell?2#N13>）〔最終閲覧：2023年12月18日〕。

56条5項2文)、ならびに、中央金融取引調査機関は、透明性登録簿でアクセスできる実質的支配者情報と、自らが利用可能な実質的支配者情報および知見 (Erkenntnissen) との間に不一致を発見した場合には、これを遅滞なく登録機関に報告しなければならない (不一致報告 (Unstimmigkeitsmeldung)、法23a条1項1文、同3文)。この不一致報告は、透明性登録簿における情報の質を向上させるための仕組みとして位置付けられ、2019年の資金洗浄法改正の際に導入されたものである⁷⁸。なお、故意または軽率による不一致報告義務違反については、過料が科されることになる (法56条1項1文59号)。不一致報告義務を負う主体のうち、義務者にはEU域内外問わず、ドイツ国外の義務者も含まれることになるが、報告義務違反に伴う過料によるサンクションの実効性を踏まえると、ドイツ国内に定住する義務者 (inlandsansässige Verpflitete) にのみ実効性があるとされている⁷⁹。

報告義務の対象となる不一致 (unstimmig) は、義務者等が自ら利用できる①実質的支配者に関する情報 (例えば顧客情報 (Kundenangaben)) や②知見と、③透明性登録簿の内容とでの不一致である。また、法は、不一致が存在する場合として3類型を挙げる (法23a条1項4文)。第一には、**①**資金洗浄法20条1項、21条1項および同2項による登録がない場合であり、例えば、義務者の知見によれば、ある顧客が実質的支配者であるにもかかわらず、これが透明性登録簿に登録されていない場合には、報告義務の対象となる不一致が認められる (欠落を理由とする不一致)⁸⁰。第二に、**②**法19条1項に基づく実質的支配者に関する個別の情報が相違している場合に不一致が存在する。例えば、有限会社の唯一の社員が法3条2項1文1号の現実の実質的支配者であると義務者が認識していたが、透明性登録簿

⁷⁸ BT-Drs. 19/13827, S.91.

⁷⁹ Herzog/Seehafer GwG § 23a Rn.4.

⁸⁰ Herzog/Seehafer GwG § 23a Rn.8.

上ではいわゆるみなし実質的支配者（法3条2項5文）として登録されている場合がこれにあたる（情報相違による不一致）⁸¹。第三に、**③**異なった実質的支配者が特定（ermittelt）されている場合に不一致が存在する。例えば、義務者はA. Aという名の実質的支配者を知見しているにもかかわらず、透明性登録簿ではB. B. の名前で登録されている場合がこれにあたる（身元相違による不一致）⁸²。

登録機関は、不一致報告を受けたときは、遅滞なくこれを審査しなければならない（法23a条3項1文）、また、実質的支配者情報の通知義務を負う団体等または法的形態の実質的支配者に関する情報が審査に服していることを登録簿抄本（Registerauszug）に可視的に注記（vermerken）しなければならない（法23a条6項1文）。登録機関による審査の目的は、実際の構造上の実質的支配者（tatsächlich strukturell wirtschaftlich Berechtigten）を突き止め、かつ、法19条1項による正しい情報をもってこれらの実質的支配者を登録簿に登録することにある⁸³。また、登録機関は、不一致報告の報告者や実質的支配者情報の通知義務主体である団体または法的形態に対して、その解明のために必要な情報および資料を請求することができる（法23a条3項2文）。義務者が、故意または軽率にこの情報・資料請求権に基づく情報提供をしない、もしくは、適時にこれをしない場合には、過料が科される（法56条1項66号）。また、登録機関は、不一致報告の審査の範囲内において、他の登記簿で入手できる情報および法23a条3項による照会によって得た情報や資料を基礎として、個別事案における不一致届出の審査に必要である限り、実質的支配者情報の通知義務を負う団体または法的形態の所有構造および支配構造の概要（Eigentums- und Kontrollstrukturübersicht）を作成する（法23a条3a項1文）。所有構造お

⁸¹ Herzog/Seehafer GwG § 23a Rn.8.

⁸² Herzog/Seehafer GwG § 23a Rn.8.

⁸³ Herzog/Seehafer GwG § 23a Rn.16.

よび支配構造の概要は、多層型の持分参加構造が調査されるべき場合、あるいは、持分あるいは支配の多数派を基礎付けるような持分参加者間の特約（例：議決権拘束契約）が考慮されるべき場合に、その必要性が肯定される⁸⁴。作成された所有構造および支配構造の概要は、実質的支配者情報の通知義務を負う団体または法的形態の解散後2年が経過するまで登録機関は保存義務を負い、その後は削除しなければならない（法23a条3a項2文）。

また、登録機関は、審査の完了後、登録機関によって確定された法19条1項にいう実質的支配者情報を、不一致報告者に遅滞なく伝達しなければならない（法23a条5項1文）。その際には、所有構造および支配構造の概要も、不一致報告者に送信されるが（法23a条5項2文）。不一致報告者は自身の注意義務を履行する範囲内でのみこれを利用することができるが、転送することはできない（法23a条5項2文、3文）。登記機関または透明性登録簿制度に係る秩序違反に係る連邦行政機関（法56条5項2文、同1項54号ないし66号）が、資金洗浄法23a条3項の情報・資料請求権により得られた知見に基づいて、あるいは、実質的支配者情報の通知義務主体である団体または法的形態（法20条・21条）による新たな通知もしくは訂正された通知に基づいて、不一致が解消されたと結論付けた場合、不一致報告の審査手続きは終了したものとみなされる（法23a条5項4文）。なお、不一致報告に対する審査手続きの終了は、登録簿抄本に注記されなければならない（法23a条6項2文）。

⁸⁴ Herzog/Seehafer GwG § 23a Rn.17.

おわりに

本稿では、ドイツ資金洗浄法上の透明性登録簿制度について概観した。透明性登録簿制度をめぐっては、2017年の制度創設後も、通知義務の範囲を拡大する法改正がなされ、企業の透明性が著しく向上したとして肯定的に評価されている⁸⁵。こうした評価を踏まえれば、透明性登録簿制度は実質的支配者を把握する制度として一定の意義を有するものであると評価することもできよう。

ただし、実質的支配者の透明性を図る制度の枠組みの整備をみたとしても、これが実効性のある制度であるか否かは別問題である。そして、ドイツにおける透明性登録簿による開示制度の実効性につき全くの疑念がないわけではない。このような疑念が生じる背景には、同制度のエンフォースメントが秩序違反としての過料 (Geldbuße) に委ねられているに過ぎず、その過料の額も最大で15万ユーロであるという事実がある (資金洗浄法56条1項1文54号ないし66号、同2文)。とりわけ——前述したように——実質的支配者等の情報提供義務違反についても過料による制裁のみに留まっている (法56条1項1文58号)。加えて、連邦行政機関の見解によれば、これらの過料も資金洗浄法56条1項54号ないし66号所定の義務違反によって直ちに科されるのではなく、科すか否かは個別事案ごとに判断されるとされる⁸⁶。前述したように、ドイツにおいても有価証券取引法において大量保有報告制度が存在するが (有価証券取引法33条以下)、その特徴としては、義務違反をした報告義務者に対して——株主総会の議決権を含む——株主権の喪失 (Rechtsverlust) という強力な制裁措置が法定されているという点に求められる (同法44条)⁸⁷。大量保有報告制度において株主権の喪失とい

⁸⁵ Vgl. Koch, aa.O. (Fn.6), § 67 Rn. 76.

⁸⁶ BVA FAQ Stand: 05. Mai 2023, S. 38.

⁸⁷ これについては、拙稿・前掲注 (5) 19-20頁。

う強力な制裁が用意されたのは、行政上の強制手段では大量保有報告義務の実効性を担保させることが難しいと立法者が考えていたところが大きかった⁸⁸。このような背景事情を踏まえると、過料という行政罰のみによってエンフォースメントされている透明性登録簿制度の実効性はさほど大きくはなく、開示規制としての機能も限定的なのではないかと考えざるを得ない。しかし、透明性登録簿制度の実効性の有無を解明するためには現地での利用実態の調査が必要であると考えられるため、本稿では明らかにすることができなかった。この点については、今後の課題として他日を期して別稿に譲りたい。

【付記】本稿は、JSPS22KK0015および同21K13216の助成を受けたものである。

⁸⁸ BT-Drs. 12/6679, S.56.